

平成 27 年著作権法関係裁判例紹介



会員・弁護士 平井 佑希

要 約

平成 27 年（暦年）における著作権法関係の裁判例として裁判所のウェブサイトに掲載された 63 件のうち、重要な争点、判断を含むと思われる 12 件を紹介する。平成 26 年のファッションショー映像事件に引き続き、応用美術の著作物性について、知財高裁の判断が示された判決④（トリップトラップ事件）をはじめとして、編集著作権の侵害が認められた判決②（幻想ネーミング辞典事件）や、ゲーム中で表示される野球選手のカードのデザインについて翻案該当性が認められた判決⑦（プロ野球ドリームナイン事件）、著作権の使用許諾契約が満了した場合の原状回復義務の範囲や許諾者の地位が被許諾者の承諾なく移転することなどを判示した判決⑩（ピクトグラム事件）など興味深い判決が見られた。

目次

第 1 著作権法関連裁判例の概況

- 1 事件数
- 2 裁判所や事件種別

第 2 著作物性の有無が争いとなった事案

- ① イケア事件
- ② 幻想ネーミング辞典事件
- ③ スピードラーニング事件
- ④ トリップトラップ事件
- ⑤ ピクトグラム事件

第 3 著作者の認定が争いとなった事案

- ⑥ ファッション写真事件

第 4 複製又は翻案に当たるかが争いとなった事案

- ⑦ プロ野球ドリームナイン事件
- ⑧ あなたもまた虫である事件

第 5 損害論が争いとなった事案

- ⑨ DRA-CAD 事件
- ⑩ パブリックドメインアニメ DVD 事件

第 6 契約関係

- ⑪ 独占的利用契約事件
- ⑫ ピクトグラム事件（前掲判決⑤）

第 1 著作権法関係裁判例の概況

1 事件数

裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) の「裁判例情報」中の「総合検索」において、

「裁判年月日」 平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日（期間指定）

「全文」 著作権

という条件でキーワード検索を行ったところ、80 件の裁判例がヒットした⁽¹⁾。この 80 件のうち、著作権法に関連する争点を含まないものを除外した 63 件について検討を行った。本稿では、これら 63 件の裁判例の中から、重要な争点、判断を含むと思われる 12 件⁽²⁾について、争点ごとに分類し、紹介する。

なお、本稿で引用している写真等は、特に断りのない限り、上記裁判所ウェブサイトより引用したものである。

2 裁判所や事件種別

平成 27 年の著作権法関係裁判例 63 件における、裁判所の内訳は、

- ・東京地方裁判所 38 件
- ・大阪地方裁判所 7 件
- ・知的財産高等裁判所 17 件
- ・大阪高等裁判所 1 件

であった。

なお、63 件のうち 3 件は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任法」という。）4 条 1 項に基づく、発信者情報開示請求事件であった。インターネット上で著作権侵害（例えば、他人の著作物を無断でサーバにアップロードしたり、P2P と呼ばれるファイル交換ネットワークを使用して他人の著作物を無断で送信する行為など）が行われた場合には、著作権者

は、まず、①当該被疑侵害者の IP アドレスを特定し、次に、②インターネットサービスプロバイダ (ISP) に対して、当該 IP アドレスを使用して著作権侵害を行った被疑侵害者の氏名や住所等の発信者情報の開示を請求することで、被疑侵害者を特定することができる。プロバイダ責任法 4 条 1 項 1 号では、この②の段階における発信者情報の開示を請求するための要件として、開示請求者の「権利が侵害されたことが明らかである」ことが要求されているため、著作権侵害にかかる発信者情報開示請求事件では、当該要件の充足性の問題として、著作権侵害の有無が、開示請求者（著作権者、原告）と ISP（被告）との間で争われることになる。

第 2 著作物性の有無が争いとなった事案

著作権侵害が認められるためには、その前提として、著作権侵害を主張する権利者の作品が「著作物」であることが必要である。

ここで、「著作物」とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」（著作権法 2 条 1 項 1 号）と規定されているところ、この「創作的に」とは、独創性の発揮されたものであることまでは求められないが、作成者の何らかの個性が表現されたものであることが必要であり、平凡かつありふれた表現については、作成者の個性が現れていないものとして、著作物に該当しないとされている⁽³⁾。

従来から立体物を写真に撮影した場合には、構図等が比較的単純な写真であっても、著作物性が認められることが多かった⁽⁴⁾が、後述のイケア事件（判決①）では、比較的立体感の乏しいフロアマットを真上から撮影した写真についても、生地質感が看取できるように工夫されているなどとして、著作物性が認められており注目される。

また、後述の幻想ネーミング辞典事件（判決②）では、用語辞典にかかる編集著作物の著作物性が認められ、かつ、翻案該当性が認められた。編集著作権の侵害が認められた事案は多くないため、注目すべき事件であると言える。

さらに著作物性について、後述のスピードラーニング事件（判決③）では、商品（英会話教材）のキャッチフレーズの著作物性が争われた。キャッチフレーズに関する裁判例としては、商標的使用に当たるかが争

われた「塾なのに家庭教師」事件⁽⁵⁾や、不正競争防止法上の商品等表示に当たるかが争われたサーティーワンアイスクリーム事件⁽⁶⁾などがあるが、このいずれの事件でも商標権侵害又は不正競争の成立は否定されている。今回、スピードラーニング事件において、著作権の観点からも侵害が否定されたため、キャッチフレーズに対してどのような法的保護が考えられるのか（あるいはそもそも独占になじまないものであるのか）、今後の議論が期待される。

また、著作物性に関しては、いわゆる応用美術（実用に供されること又は産業上の利用を目的とした表現物）の著作物性について、平成 26 年と平成 27 年に、それぞれ知財高裁判決が出された。このうち平成 26 年のファッションショー映像事件知財高裁判決⁽⁷⁾では、従来の裁判例で要求されていた「高度の美的表現」などを要求せずに、作品の「構成」や「部分」の分離可能性に着目し、「実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握できるもの」は、美術の著作物として著作権法上保護される旨判示して注目された。

一方、平成 27 年の後述のトリップトラップ事件（判決④）では、「応用美術に一律に適用すべきものとして、高い創作性の有無の判断基準を設定することは相当とはいえ、個別具体的に、作成者の個性が発揮されているか否かを検討すべきである。」として、応用美術であっても、その著作物性の判断に当たっては、他の著作物と同様に、作成者の個性が発揮されているか否かをもって判断すべきであると判示されている。ここでは、ファッションショー映像事件知財高裁判決のように作品の「構成」や「部分」の分離可能性に着目した判断基準は採用されていない。

このように、応用美術の著作物性の判断については、同じ知財高裁の判決でも、必ずしも基準が統一されていないように思われる。トリップトラップ知財高裁判決以降に、応用美術の著作物性について判断がなされた裁判例としては、後述のピクトグラム事件（判決⑤）や、東京地判（46 部）平成 28 年 1 月 14 日（平成 27 年（ワ）第 7033 号）〔スティック型加湿器事件〕が挙げられる。これらの裁判例では、実用的な機能を離れて美的鑑賞の対象となり得るような美的特性を備えているか否かという基準が用いられている。この基準はファッションショー映像事件知財高裁判決のように、作品の「構成」や「部分」の分離可能性に着目し

ているものでもないが、一方でトリップトラップ事件知財高裁判決のように、作成者の個性が発揮されていれば足りると判示しているものでもない。今後裁判例がどのような基準により応用美術の著作物性を判断していくのか、引き続き、注目される。

<写真の著作物性が問題となった事案>

① イケア事件（東京地判（47 部）平成 27 年 1 月 29 日（平成 24 年（ワ）第 21067 号）判例時報 2249 号 86 頁）

[事案の概要]

原告はフランチャージャーを通じて家具などの販売を行っているオランダ法人である。

被告は、被告ウェブサイトを通じて、消費者から原告製品の注文を募り、原告フランチャイジー店舗で原告製品を購入した上で、注文した消費者に転売する事業を営んでいた。被告ウェブサイトには、原告の公式ウェブサイトに掲載されている原告製品を撮影した広告写真（原告写真）と同一の写真（被告写真）が掲載されていた。

原告は、被告が被告ウェブサイトに被告写真を掲載した行為が、原告の著作権（複製権、公衆送信権）を侵害するとして、被告写真の掲載の差止め等を請求した。被告は、原告写真がオリジナリティーや創造性に欠けるなどとして、原告写真の著作物性を争った。

本件で著作物性が争われた原告写真⁽⁸⁾を例示すると以下のとおりである。



原告写真 A1
(カトラリー)



原告写真 H3
(フロアマット)

[判 旨]

本判決は、原告写真の著作物性について、原告写真には、「被写体の影がなく、背景が白であるなどの特徴」があることや、被写体の配置や構図、カメラアングルは、製品に応じて異なるが、原告写真 A1 などでは「同種製品を色が虹を想起せしめるグラデーションとなるように整然と並べるなどの工夫」、原告写真 H3

などでは「生地の質感が看取できるよう撮影方法に工夫」が凝らされているとした上で、「これらの工夫により、原告各写真は、原色を多用した色彩豊かな製品を白い背景とのコントラストの中で鮮やかに浮かび上がらせる効果を生み、原告製品の広告写真としての統一感を出し、商品の特性を消費者に視覚的に伝えるものとなっている。」と判示して、原告写真の著作物性を認め、原告の請求のうち、被告写真の使用の差止請求及び損害賠償請求（24 万円）を認容した。

<編集著作物の著作物性が問題となった事例>

② 幻想ネーミング辞典事件（東京地判（47 部）平成 27 年 3 月 26 日（平成 25 年（ワ）第 19494 号）

[事案の概要]

『幻想ネーミング辞典』という書籍（原告書籍）を出版する原告が、『幻想世界 11 カ国ネーミング辞典』という書籍（被告書籍）を出版する被告に対して、被告書籍の出版が原告の著作権（複製権又は翻案権）を侵害すると主張して、被告書籍の出版差止めと損害賠償を請求した。

原告書籍は、ライトノベルやゲームなどに表現される幻想世界に登場するキャラクターや都市などのネーミングに用いるものであり、その読者層が好みそうな、「破壊」、「呪い」、「魔法・魔術」など 1234 語の見出し語について、英語やフランス語など 10 か国語の対応語及びそのカタカナ表記を掲載したものである。被告書籍も、同様に 1213 語の見出し語について、原告書籍の 10 か国語にポルトガル語を加えた 11 か国語の対応語及びそのカタカナ表記を掲載したものである。

被告は、原告書籍の見出し語の選択及び配列は、ありふれたものであり、創造性がないと争った。

[判 旨]

本判決は、編集著作物の著作物性について、「編集著作物（法 12 条 1 項）における創作性は、素材の選択又は配列に、何らかの形で人間の創作活動の成果が表れ、編集者の個性が表れていることをもって足りる」と判示した。

その上で本判決は、原告書籍の著作物性について、「1234 語の原告見出し語とこれに対応する 10 か国語及びその発音のカタカナ表記を主要な素材とするものであって、これを・・・大、中、小の 카테고리別に配列したものである」とあり、「見出し語の選択及び配列を行うに当たり、幻想世界に強い興味を抱く本件読者層が

好みそうな単語を恣意的に採り上げて収録語数 1000 から 1200 語程度のコンパクトで廉価なネーミング辞典を編集するという編集方針・・・の下、収録語の取捨選択を行い、構成等を適宜修正しつつ自ら構築したカテゴリ別に配列してネーミング辞典として完成させたものである」として、その素材の選択や配列に創意を凝らして創作した編集著作物に当たるとした。

その上で、本判決は両書籍の見出し語や対応語などの共通性を認定し、「両者の素材の選択については極めて類似性が高いといわざるを得ず、カテゴリ別の分類においても共通点が多いことも併せれば、被告書籍からは、原告書籍の素材の選択及び配列における表現上の本質的同一性を看取することができる」として、翻案該当性を肯定し、原告の請求を認容した。

<キャッチフレーズの著作物性が問題となった事例>

- ③ スピードラーニング事件（東京地判（29 部）平成 27 年 3 月 20 日（平成 26 年（ワ）第 21237 号））、（知財高判（2 部）平成 27 年 11 月 10 日（平成 27 年（ネ）第 10049 号））

〔事案の概要〕

英会話教材『スピードラーニング』を販売する原告（控訴人）が、被告（被控訴人）に対し、被告英会話教材の広告に掲載されたキャッチフレーズ（被告キャッチフレーズ）が、原告英会話教材の広告に掲載された原告キャッチフレーズ（下記 1～3 のとおり。）を複製したものであると主張して、被告広告の掲載の差止め及び損害賠償を請求した。

○原告キャッチフレーズ 1

「音楽を聞くように英語を聞き流すだけ 英語がどんどん好きになる」

○原告キャッチフレーズ 2

「ある日突然、英語が口から飛び出した！」

○原告キャッチフレーズ 3

「ある日突然、英語が口から飛び出した」

被告は、各原告キャッチフレーズは、単に事実を報告したものであって、思想感情を表現したものではないとして、その著作物性を争った。

東京地裁も知財高裁も、以下のとおり、各原告キャッチフレーズの著作物性を否定し、原告の請求及び控訴人の控訴を棄却した。

〔原判決の判旨〕

（1）著作物性の判断について

原判決は、著作物性について、「当該作品が、厳密な意味で、独創性の発揮されたものであることまでは求められないが、作成者の何らかの個性が表現されたものであることが必要である。文章表現による作品において、ごく短かく、又は表現に制約があって、他の表現が想定できない場合や、表現が平凡でありふれたものである場合には、作成者の個性が現れていないものとして、創作的に表現したものであることはできない。」とした上で、各原告キャッチフレーズの著作物性について以下のとおり判示した。

（2）原告キャッチフレーズ 1 について

「17 文字の第 1 文と 12 文字の第 2 文からなるものであるが、いずれもありふれた言葉の組合せであり、それぞれの文章を単独で見ても、2 文の組合せとしてみても、平凡かつありふれた表現というほかなく、作成者の思想・感情を創作的に表現したものと認められない。」として、その著作物性を否定した。

（3）原告キャッチフレーズ 2 及び 3 について

「17 文字（原告キャッチフレーズ 3）あるいはそれに感嘆符を加えた 18 文字（原告キャッチフレーズ 2）のごく短い文章であり、表現としても平凡かつありふれた表現というべきであって、作成者の思想・感情を創作的に表現したものと認められない。」として、その著作物性を否定した。

〔控訴審判決の判旨〕

控訴審判決も、原判決を支持し、著作物性を否定した。

控訴人は、控訴審において、「創作性の問題の本質は長さの点になく、・・・短い表現であっても、選択の幅が狭いとはいえない」などと主張したが、これに対して控訴審判決は、「許容される表現の長さによって、個性の表れと評価できる部分の分量は異なるし、選択できる表現の幅もまた異なることは自明である」、「特に、広告におけるキャッチフレーズのように、商品や業務等を的確に宣伝することが大前提となる上、紙面、画面の制約等から簡潔な表現が求められ、必然的に字数制限を伴う場合は、そのような大前提や制限がない場合と比較すると、一般的に、個性の表れと評価できる部分の分量は少なくなるし、その表現の幅は小さなものとならざるを得ない。」と判示した。

<幼児用椅子の著作物性が問題となった事案>

④ トリップトラップ事件 (知財高判 (2 部) 平成 27 年 4 月 14 日判決 (平成 26 年(ネ)第 10063 号) 判例時報 2267 号 91 頁)

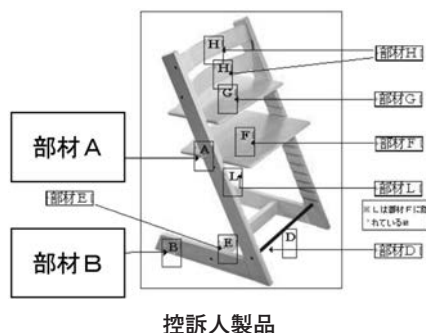
[事案の概要]

幼児用椅子 (控訴人ら製品) をデザインし、製造販売している控訴人 (一審原告) らが、被控訴人 (一審被告) に対して、被控訴人が製造販売する幼児用椅子 (被控訴人製品) の製造販売が、控訴人らの著作権又はその独占的利用権を侵害すると主張して、その差止め及び損害賠償を請求した。

被控訴人は、控訴人ら製品の著作物性及び被控訴人製品の複製・翻案該当性を争った。

原判決⁽⁹⁾は、控訴人製品の著作物性を否定し、原告の請求を棄却した。

これに対し本判決は、以下のとおり、控訴人製品の著作物性を認めつつ、被控訴人製品が控訴人製品の複製物・翻案物に当たらないとして、控訴を棄却した。なお、控訴人及び被控訴人の製品は、次のようなものである⁽¹⁰⁾。



控訴人製品



被控訴人製品 2



被控訴人製品 3

[判 旨]

(1) 応用美術の著作物性について

本判決は、いわゆる応用美術の著作物性について、著作権法上明文の規定が存在しないが、著作権法 1 条の目的に鑑みると、「表現物につき、実用に供されること又は産業上の利用を目的とすることをもち、直ちに著作物性を一律に否定することは、相当ではない。

同法 2 条 2 項は、『美術の著作物』の例示規定にすぎず、例示に係る『美術工芸品』に該当しない応用美術であっても、同条 1 項 1 号所定の著作物性の要件を充たすものについては、『美術の著作物』として、同法上保護されるものと解すべきである。」と判示した。

そして『『創作的に表現したもの』といえるためには、当該表現が、厳密な意味で独創性を有することまでは要しないものの、作成者の何らかの個性が発揮されたものでなければならない。』とした上で、「応用美術は、装身具等実用品自体であるもの、家具に施された彫刻等実用品と結合されたもの、染色図案等実用品の模様として利用されることを目的とするものなど様々であり・・・、表現態様も多様であるから、応用美術に一律に適用すべきものとして、高い創作性の有無の判断基準を設定することは相当とはいえず、個別具体的に、作成者の個性が発揮されているか否かを検討すべきである。」と判示した。

(2) 控訴人製品の著作物性について

本判決は、控訴人製品は「①『左右一対の部材 A』の 2 本脚であり、かつ、『部材 A の内側』に形成された『溝に沿って部材 G (座面) 及び部材 F (足置き台)』の両方を『はめ込んで固定し』ている点、②『部材 A』が、『部材 B』前方の斜めに切断された端面でのみ結合されて直接床面に接している点及び両部材が約 66 度の鋭い角度を成している点』において個性が発揮されているとし、その著作物性を肯定した。

(3) 複製・翻案該当性

本判決は、控訴人製品と被控訴人製品は、上記②の点で類似し、また一部の被控訴人製品については、「部材 A」と「部材 B」との結合態様においても類似しているが、「被控訴人製品は、いずれも 4 本脚であるから、上記①の点に関して、控訴人製品と相違することは明らか」であり、脚部の本数の相違は、「椅子の基本的構造に関わる大きな相違といえ、その余の点に係る共通点を凌駕する」として、複製・翻案該当性を否定した。

<ピクトグラムの著作物性が問題となった事案>

⑤ ピクトグラム事件 (大阪地判 (26 部) 平成 27 年 9 月 24 日 (平成 25 年(ワ)第 1074 号))

[事案の概要]

大阪市の地図や案内表示等に表示されたピクトグラム (本件ピクトグラム。そのうち、大阪城のピクトグ

ラム及び大阪城の外観を示すものとして提出された写真は、後掲のとおりである⁽¹¹⁾。)の著作権者であると主張する原告が、被告大阪市及び被告大阪市都市工学情報センター（被告都市センター）に対して本件ピクトグラムの複製の差止め及び損害賠償を請求した事案である。

原告は、使用許諾契約の期間満了後に、被告らが新たに本件ピクトグラムを複製した行為が、原告の著作権の侵害に当たると主張した。

本判決は、以下のとおり、本件ピクトグラムの著作物性を肯定し、著作権侵害にかかる原告の請求を認容した。

なお、本件では使用許諾契約終了後の原状回復義務の有無・範囲等についても争いとなっており、この点は第 6 の判決⑫の箇所後述する。

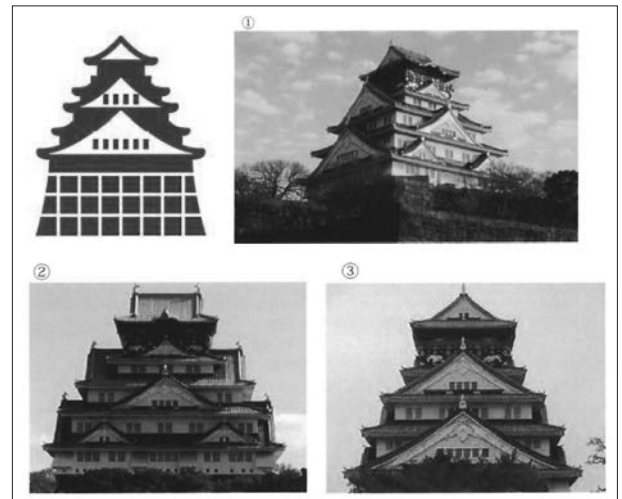
〔判 旨〕

(1) 応用美術の著作物性について

本判決は、本件ピクトグラムが「見る者に視覚的に対象施設を認識させることを目的に制作され、実際にも相当数の観光案内図等に記載されて実用に供されているものである」として、いわゆる応用美術の範囲に属するものであるとした上で、応用美術の著作物性については、「種々の見解があるが、実用性を兼ねた美的創作物においても、「美術工芸品」は著作物に含むと定められており（著作権法 2 条 2 項）、印刷用書体についても一定の場合には著作物性が肯定されていること・・・からすれば、それが実用的機能を離れて美的鑑賞の対象となり得るような美的特性を備えている場合には、美術の著作物として保護の対象となると解するのが相当である。」と判示した。

(2) 本件ピクトグラムの著作物性について

そして、本件ピクトグラムの著作物性について、本判決は、ピクトグラムは、指し示す対象の形状からその概念を理解させるサインシンボルであり、その実用的目的から、「客観的に存在する対象施設の外観に依拠した図柄となることは必然であり、その意味で、創作性の幅は限定される」としつつも、施設の特徴のどこを強調するのか、どの角度から見て、どの程度、どのように簡略化して描くのかなど、実用的機能を離れた創作性の幅は十分に認められるとして、その著作物性を肯定した。



本件ピクトグラム（大阪城）と参考写真

第 3 著作者の認定が争いになった事案

著作権法上、著作者が著作者人格権及び著作権を享有すると規定されている（著作権法 17 条 1 項）⁽¹²⁾。したがって、著作物が創作された後に著作権が譲渡されない限り、著作権は著作者に帰属することとなる。

著作権侵害を主張する場合、前提として、権利主張をする者がその著作物の著作権者でなければならないため、誰がその著作物の著作者であるのか（誰が創作したのか）が争われる場合がある。

後述のファッション写真事件（判決⑥）では、写真の著作物について、どこがその著作物の特徴的な表現であり、その創作を行ったのが誰であるのかについて、そのような特徴がデジタルカメラの機械的作用の結果として得られる場合があることや、偶然シャッターチャンスをつかめる場合があることなどを考慮した上で、判断がなされている点が注目される。

<写真の著作者が誰であるのか問題となった事案>

⑥ ファッション写真事件（東京地判（40 部）平成 27 年 12 月 9 日（平成 27 年（ワ）第 14747 号））

〔事案の概要〕

原告が被告に対し、原告のファッション雑誌に掲載された写真（原告写真）を、被告のヘアメイク雑誌に掲載したことが著作権（複製権）侵害に当たると主張して、損害賠償を請求した事案である。

原告写真の著作権について、原告はカメラマンが著作者であり、原告はカメラマンから著作権譲渡を受けたと主張した。これに対し、被告は、原告写真の著作者はヘアドレッサーであるなどと主張して、これを

争った。

本判決は、以下のとおり、原告写真の著作権者はカメラマンであるとして、原告の損害賠償請求（21 万 6000 円）を認容した。

〔判 旨〕

（1）写真の著作物性について

本判決は、「写真は、被写体の選択・組合せ・配置、構図・カメラアングルの設定、シャッターチャンスの捕捉、被写体と光線との関係（順光、逆光、斜光等）、陰影の付け方、色彩の配合、部分の強調・省略、背景等の諸要素を総合してなる一つの表現」であるが、これらの諸要素が、レンズの選択や露光の調節などの「撮影技法を駆使した成果として得られること」もあれば、デジタルカメラの「機械的作用を利用した結果として得られること」もあり、構図等についても「偶然にシャッターチャンスを捉えた場合のように、撮影者の意図を離れて偶然の結果に左右されることもある」とした。

その上で、「その写真について、どのような撮影技法を用いて得られたものであるのかを写真自体から知ることは困難な場合もあり、写真から知り得るのは結果として得られた表現の内容ではある」が、結果として得られた写真の表現に構図、光線、背景等、上記諸要素の設定や取捨選択等の独自性が表れているのであれば、そこに写真の著作物の創作性を肯定できると判示した。

その上で本判決は、原告写真において、上記のような独自性が表れている点を創作したのはカメラマンであるとして、原告写真の著作権者がカメラマンであると認定した。

第4 複製又は翻案に当たるかが争いとなった事案

「既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案には当たらない」ことは、最高裁の江差追分事件判決⁽¹³⁾の【要旨2】として示されて以降、多くの下級審判決でも用いられる判断基準として、確立されている。

また同最高裁判決では、【要旨1】として、「言語の著作物の翻案（著作権法27条）とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維

持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう」とも判示されている。このように共通部分が創作的表現であるか否かを判断し、さらに全体的な観察を行うという手法は、いわゆる「濾過テスト」と呼ばれている。

後述のプロ野球ドリームナイン事件（判決⑦）は、控訴人ゲームと被控訴人ゲームの選手ガチャ（選手カードを入手する際のアニメーション）について、一部創作的表現において共通すると判示しつつも、全体観察により翻案該当性を否定している点で注目される（同様に江差追分最高裁判決の【要旨1】で示された全体観察の手法により翻案該当性を否定した判決として、旅行業システム SP 事件⁽¹⁴⁾などがある。）

また、後述のあなたもまた虫である事件（判決⑧）では表現形式の異なる著作物（言語の著作物と映画の著作物）とを対比するに当たっては、その表現方法の違いも考慮して翻案該当性を判断すべきであると判示している点において注目される。

＜カードデザインの翻案該当性が問題となった事案＞

⑦ プロ野球ドリームナイン事件（知財高判（1部）

平成 27 年 6 月 24 日（平成 26 年（ネ）第 10004 号）

〔事案の概要〕

『プロ野球ドリームナイン』というゲーム（控訴人ゲーム）を配信している控訴人（一審原告）が、『大熱狂！！プロ野球カード』というゲーム（被控訴人ゲーム）を配信している被控訴人（一審被告）に対して、被控訴人ゲームの配信は、控訴人の著作権（複製権又は翻案権、公衆送信権）を侵害するものであるなどと主張して、損害賠償を求めた事案。

原判決⁽¹⁵⁾は、両ゲームの共通部分は、ありふれた表現であって創作性が乏しい表現であり、被告ゲームは原告ゲームを複製又は翻案したものではないと判断し、原告の請求を棄却した。

本判決では、以下のとおり、選手ガチャ（選手カードを入手する際のアニメーション）については翻案該当性を否定する一方で、一部の選手カードのデザインについて、翻案該当性を肯定し、原判決を変更し、原告の請求を認容（32 万 3322 円）した。

なお、選手カードに用いられている写真は、社団法人

人日本野球機構から提供されたものから選択されたものであり、控訴人は、当該写真それ自体の著作権者ではない。

〔判 旨〕

(1) 選手ガチャの翻案該当性について

ア 両ゲームの共通点及び相違点について

本判決は、両ゲームの選手ガチャ（選手カード入手の際のアニメーション）について、パッケージ開披の一連の流れや選手カードが出現する際の表現、選手カードが出現した後の表現などにおいて共通すると認定する一方で、選手カードが封入されているパッケージのデザインが大きく異なることや、パッケージ開披の一連の流れの中の具体的な動きが異なるなどの相違点があると認定した。

イ 被控訴人選手ガチャの翻案該当性について

その上で、本判決は、両ゲームの選手ガチャは、「その共通する部分のほとんどは、そもそも事実の表現又はありふれた表現であり、したがって、創作性がないか、又は表現上、特徴的とはいえない表現にすぎない」とし、その一方で、上記のような相違点は「創作性がある共通点の部分から受ける印象を大きく上回る」と判示して、「両ゲームの選手ガチャに接する者が、その一連の動画全体から受ける印象は異なり、被控訴人ゲームの選手ガチャから控訴人ゲームの表現上の本質的な特徴を直接感得することはできない」として、翻案該当性を否定した。

(2) 各選手カードの著作権侵害について

ア 中島選手について（侵害肯定例）

本判決は、中島選手のカード⁽¹⁶⁾について、写真のポーズやカード上の配置、本体写真とこれよりも多少色を薄くした背景写真とを残像のように二重表示されていること、背景に炎が描かれているなどの共通点を認定する一方、背番号の数字などの有無や二重表示の写真の具体的な大きさ、炎の具体的な色味などの相違点を認定した。

その上で、「控訴人ゲーム及び被控訴人ゲームにおける選手カードの位置付けに照らすと、選手の力強いプレーの様子を表す選手のポーズと構図は重要な要素であり、また、戦闘性、希少性を表す背景の描き方、配色も、選手カードに接する者の印象を判断する上で重要な要素を占めるものということができる」とし、「他方、利用者はプロ野球について一定以上の知識を有しているのであるから、写真により選手を特定でき

ればその所属チーム、氏名や背番号などは知っているのが一般的であって、これらの情報がどのようにカードに表示されているかは選手カードの表現上、これに接する者の目を惹く要素とはいえず、表現上の本質的な特徴とはいえない」と判示した。

そして、両ゲームの中島選手の選手カードをみると、ポーズ等が共通し、中島選手の力強いスイングによる躍動感や迫力が伝わってくるものであって、「両選手カードは、表現上の本質的特徴を同一にしているものと認められ、また、その表現上の本質的特徴を同一にしている部分において思想又は感情の創作的表現があるものと認められる。」とした上で、両選手カードの相違点は、「上記共通点から受ける印象を凌駕するものとはいえない。」として、翻案該当性を肯定した。



侵害が肯定された選手カード（中島選手）

イ 今江選手カードについて（侵害否定例）

本判決は、今江選手の選手カード⁽¹⁷⁾については、控訴人ゲームのカードでは、「同選手がバットを立てて構えており、相手の投手と対峙している一瞬の静的状態をとらえたものであるのに対し、被控訴人ゲームの同選手のカードでは、同選手が既にバットを後ろに引き、相手の投手の投げるボールに合わせてスイングを開始する直前の動的瞬間をとらえたものであるため、両者は、その表現上の本質的特徴を異にする」として、翻案該当性を否定した。

4 今江敏見選手



侵害が否定された選手カード（今江選手）

<表現形式の異なる作品の対比が問題とされた事案>

⑧ あなたもまた虫である事件（東京地判（29部）平成 27 年 9 月 30 日（平成 26 年（ワ）第 10089 号）

〔事案の概要〕

原告が被告に対し、被告が制作した映画『あなたもまた虫である』（被告映画）が、原告が執筆した『性犯罪被害にあうということ』、『性犯罪被害とたたかうということ』という書籍（原告書籍）を複製又は翻案したものであり、被告映画の上映等が、原告の著作権を侵害すると主張して、被告映画の上映等の差止め及び損害賠償を請求した。原告は、原告書籍の中の 8 つのエピソード及び 9 の台詞について著作権侵害を主張した。

本判決は、翻案該当性の判断に当たって、言語の著作物と映画の著作物のように、両作品の表現形式が違う場合に、どのように対比を行うべきかについて以下のとおり判示した。

〔判 旨〕

本判決は、江差追分事件最高裁判決を引用した上で、言語の著作物と映画の著作物とは「表現方法が異なり、言語の著作物を映画化した映画の著作物においては、登場人物の思考や感情などを表現するに際し、もとになった言語の著作物の表現をそのまま使用するのではなく、登場人物の行動、仕草、表情、構図、効果音などといった視覚的・聴覚的要素も加えた表現が用いられることが、むしろ通常であることをも考慮した上で、本件映画の表現（描写）に接した際に、本件各著作物の表現（著述）上の本質的な特徴を直接感得することができるか否かを判断すべきである。」と判示した。

その上で、本判決は、原告が主張した原告書籍の 8

つのエピソードのうち、4 つのエピソードについて、翻案該当性を認めた。一方、原告が主張した 9 の台詞については、いずれも翻案該当性を否定した。

第 5 損害論が争いとなった事案

著作権侵害に基づく損害賠償請求については、特許法等、他の知的財産法令と同様、損害の額及び侵害行為との因果関係に関する推定規定が設けられている（著作権法 114 条）。

後述の DRA-CAD 事件（判決⑨）は、いわゆる欠席判決であるため、先例的な価値については疑問をさしはさむ余地もあるが、著作権法 114 条 3 項の実施料相当額の認定について、自白の拘束力を受けず、第一審と控訴審とで異なる認定がされており、注目される。また、ソフトウェアに関する事案ではあるが、原告の販売価格が実施料相当額に当たると認定されている点も、ソフトウェア著作物に関する著作権法 114 条 2 項と 3 項との関係を考える上で興味深い。

また、後述のパブリックドメインアニメ DVD 事件（判決⑩で紹介する①事件及び②事件）は、著作権法 114 条 2 項による損害額の認定に際して、寄与度による減額が争われた事案である。いずれの判決においても寄与度による減額は認められていないが、その理由付けが異なる点において、注目される。

<擬制自白が成立しているにもかかわらず、原告主張の損害額が一部減額された事案>

⑨ DRA-CAD 事件（東京地判（47部）平成 27 年 2 月 12 日（平成 26 年（ワ）第 33433 号）、（知財高判（4部）平成 27 年 6 月 18 日（平成 27 年（ネ）第 10039 号）

〔事案の概要〕

『DRA-CAD』という CAD ソフトウェア（本件ソフトウェア）の著作権を有する原告が、本件ソフトウェアの違法複製物を販売した被告に対して、損害賠償（著作権法 114 条 3 項により算定）を請求した事案。

被告は、原審及び控訴審のいずれにおいても、口頭弁論期日に出席せず、答弁書その他の準備書面も提出しておらず、擬制自白が成立している。

原告は、本件ソフトウェアの標準小売価格を、著作権法 114 条 3 項の実施料相当額として主張したが、東京地裁及び知財高裁のいずれも、原告主張の実施料相当額を一部減額して、損害賠償額を認定した。

〔原判決の判旨〕

原判決は、著作権法 114 条 3 項の実施料相当額について、社団法人発明協会の発行する『実施料率〔第 5 版〕』の統計データを元に、実施料率を本件ソフトウェアの標準小売価格の 50%と認定した。

〔控訴審判決の判旨〕

控訴審判決では、本件ソフトウェアの使用許諾書の記載等から、原告の本件ソフトウェアの販売価格（標準小売価格の 90%）が、実施相当額に当たると認定した。

＜著作権法 114 条 2 項の損害額算定に当たり、寄与度の認定が問題となった事案＞

⑩ パブリックドメインアニメ DVD 事件（①事件：東京地判（29 部）平成 27 年 3 月 16 日（平成 26 年（ワ）第 4962 号）、②事件東京地判（46 部）平成 27 年 3 月 24 日（平成 25 年（ワ）第 31738 号）

〔事案の概要〕

原告らは、著作権の保護期間が満了しパブリックドメインとなったアニメーション映画に、独自の日本語吹き替え音声及び日本語字幕を付け直した DVD（原告ら DVD）を製作している。

原告らは、被告が販売する DVD に収録されている日本語吹き替え音声及び字幕が、原告ら DVD の日本語吹き替え音声及び字幕と同一であり、被告 DVD の複製頒布は、原告らの著作権を侵害すると主張して、その差止め及び損害賠償（著作権法 114 条 2 項により算定）を請求した。

被告は、被告 DVD はその映像部分の寄与が大きく、日本語吹き替えや字幕の言語部分の寄与度は 20%程度であると主張した。

①事件と②事件は、対象の被告 DVD を異にする以外、ほぼ同一の事案である。①事件判決と②事件判決のいずれも、被告が主張する寄与度による減額を認めていないが、その理由付けが両判決で異なる。

〔①事件判決の判旨〕

①事件判決は、「被告 DVD は、原告ら DVD と映像、日本語吹き替え音声及び日本語字幕の全てにおいて同一であり、原告ら DVD の海賊版と言って差し支えないものと認められるところ、そのような海賊版を販売した者に利得の一部を保有させるのは相当でない」として、寄与度減額を否定した。

〔②事件判決の判旨〕

②事件判決は、「本件アニメ映画については既に著作権の存続期間が満了しており、これに日本語の吹き替え及び字幕を付すことにより日本国内で販売する商品としての価値が維持されると考えられるから、被告の上記主張を採用することはできない。」として、寄与度減額を否定した。

第 6 契約関係

著作権の利用については、著作権者が自ら著作物を利用するだけでなく、著作権者と第三者との間で著作物の利用に関する契約（利用許諾契約や出版契約など）が締結され、当該第三者が著作物を利用する場合も多い。

後述の独占的利用契約事件（判決⑪）では、著作権者が過去に執筆した作品や将来において執筆される全ての作品を対象として締結された独占的な利用契約の有効性が争われた事案である。そのような広範な独占的利用契約について、一部が公序良俗に反し無効であると判示されており、注目される。

また、後述のピクトグラム事件（判決⑫）では、著作権の利用許諾契約の満了に基づく現状回付義務の範囲が争われた。同判決では、利用許諾契約の終了後は、新たな複製行為が禁止されるのみならず、既に案内表示等として設置済みのピクトグラムを撤去する義務があると認定しており、注目される。

さらに、ピクトグラム事件では、利用許諾の対象となっている著作権が譲渡された場合の、許諾者の地位の移転に関して興味深い判断がなされている。著作権は、所有権類似の準物権的な性質を有するとされる一方で、著作物は無体物であるため、その利用関係については、不動産などの有体物の占有関係と異なり、複数人が同時に（重疊的に）利用することもできる。このような性質から、著作物の利用許諾契約については、しばしば有体物の賃貸借契約と対比して、論じられることがある。ピクトグラム事件では、賃貸借契約に関する民法 613 条の規定を、著作権の利用許諾契約について類推適用し、また、著作権使用許諾契約上の許諾者の地位の移転の判断に当たり、不動産の賃貸借契約における賃貸人の地位に関する最判昭和 46 年 4 月 23 日（昭和 45 年（オ）第 46 号）民集 25 卷 3 号 388 頁や最判昭和 49 年 3 月 19 日（昭和 47 年（オ）第 1121 号）民集 28 卷 2 号 325 頁を引用した。

著作権の使用許諾については、建物の賃貸借の場合のような対抗要件に関する規定や、特許権の通常実施権の場合のような当然対抗の規定も設けられていない。そうすると、使用許諾の目的とされた著作権が譲渡されれば、被許諾者側からはこれに対抗することができないことになる。これに対し、ピクトグラム事件の判示事項によれば、著作権者側は、利用許諾契約の存続を望むのであれば、契約上の許諾者の地位を当然に新著作権者に承継させることができる上、著作権の譲渡登録を行うことで許諾者として契約上の権利を行使することもできることになる。

<独占的な著作権使用許諾契約の一部が公序良俗に反し無効とされた事案>

⑪ 独占的利用契約事件（東京地判（29部）平成 27 年 3 月 25 日（平成 24 年（ワ）第 19125 号））

〔事案の概要〕

(1) 原告は被告 Aii（Ai から Av まで 5 名までいる共同被告のうち一人）との間で、Aii が創作した著作物の利用に関する独占的利用契約（本件独占的利用契約）を締結した。その後、本件独占的利用契約の期間内に、被告 Ai らが原告に無断で、被告 Aii の創作した書籍（被告ら書籍）を発行したため、原告が被告らに対し、被告ら書籍の発行が不法行為に当たると主張して、損害賠償等の請求をした事案。

(2) 本件独占的利用契約の対象には、被告 Aii が過去に制作した作品に加え、被告 Aii が将来において制作する全ての著作物が含まれる。また、独占の態様としても、全ての対象著作物の著作権の存続期間が満了するまで（すなわち被告 Aii の死後 50 年）にわたって、対象となる著作物の複製、翻案、公衆送信等、ほぼ全ての利用形態について、原告が独占するものとされていた。

(3) 原告と被告 Aii との間では、本件独占的利用契約が締結される前にも、旧独占的利用契約が締結されていたが、旧独占的利用契約では、本件独占的利用契約と異なり、Aii が将来制作する著作物が対象となっておらず、また契約期間も 3 年（更新拒絶がない限り、1 年ごとの自動更新）とされていた。

(4) 上記のような本件独占的利用の対価は 2 億円であり、本件独占的利用契約には追加の印税の支払は規定されていなかった。本件独占的利用契約の締結後、原告と被告 Aii との間では、それ以降原告が収受した

印税の一部（被告 Aii が将来制作する著作物については 6 割）を被告 Aii に分配する旨の合意（本件印税合意）がなされたが、本件独占的利用契約締結から本件印税合意がなされるまでの期間は、原告は被告 Aii の著作物を利用して印税を収受しても、被告 Aii に対してこれを分配する義務を負っていなかったことになる。

(5) 被告らは、上記のような内容の本件独占的利用契約は公序良俗に違反し無効であるなどとして争った。

〔判 旨〕

本判決は、上記のような本件独占的利用契約の態様や、解除事由が限定されていること、また、本件独占的利用契約締結後、本件印税合意がされるまでの間は、「被告 Aii は、いくら著作物を創作しても、それを他社に利用させて印税を得ることができず、自己の著作物から利益を得る可能性を閉ざされていた」ことに加え、旧独占的利用契約から本件独占的利用契約に移行するにあたり、将来制作される著作物を含むことになった点や、独占的利用の期間が Aii の死後 50 年と大幅に延長された点について、原告から被告 Aii に対して十分な説明がなされた形跡がないことなどを認定した。

その上で、本判決は、本件独占的利用契約の有効性について、「これらの事情を総合考慮すると、本件独占的利用許諾契約のうち、『今後制作される著作物』を除いた部分については公序良俗に違反するとはいえないが、『今後制作される著作物』につき、原告が印税配分義務を負わずに独占的利用権を取得することを内容とする部分については、公序良俗に違反し無効である」と判示した。また、「独占的利用許諾契約締結後に創作された著作物であっても、原告と被告 Aii との間の本件印税合意により、原告が受領した印税の 6 割が被告 Aii に支払われるものについては、上記のように被告 Aii が自己の著作物から利益を受ける可能性を閉ざされるものではないので、公序良俗に違反するとまではいえない。」と判示した。

そして、被告らによる無断出版行為のうち、本件独占的利用契約が無効であり、その効力が及ばない部分については、不法行為に当たらないとして、原告の請求を棄却した。それ以外の部分については原告の請求を認容した。

＜著作権の利用許諾契約満了に基づく原状回復義務の範囲等が問題とされた事案＞

⑫ ピクトグラム事件（前掲判決⑤）（大阪地判（26部）平成 27 年 9 月 24 日（平成 25 年（ワ）第 1074 号））

〔事案の概要〕

第 2 で前述したとおり、本件では本件ピクトグラムの著作物性が争われたが、本判決はその著作物性を肯定した。

本件では、さらに、本件ピクトグラムの使用許諾契約（本件使用許諾契約）の期間満了後に、被告らが設置された案内板等にピクトグラムを展示し続けていることについて、使用許諾契約の期間満了による原状回復義務として、本件ピクトグラムの撤去・抹消義務を負うかが争われた。

（1）本件使用許諾契約の当事者について

ア 本件使用許諾契約は、(株)板倉デザイン研究所と被告都市センターとの間で締結されたものであるが、その使用権は被告都市センターのみならず、被告大阪市も、本件ピクトグラムを使用することができるとされていた。

当初被告らは、本件ピクトグラムの使用権を買い取することを要望していたが、価格面で折合いがつかなかったため、本件使用許諾契約を締結することとなった。

イ 本件使用許諾契約が締結された後、(株)板倉デザイン研究所は、原告に本件ピクトグラムの著作権を譲渡している。

（2）使用期間に関する定め

本件使用許諾契約には、使用期間に関して、以下のような規定が存在した。

〔第 7 条（有効期間）〕

本契約の有効期間は、平成 12 年 3 月 31 日から 1 年間とする。但し、期間満了の 1 ヶ月前までに甲乙いずれからも何らの申出のないときは、更に 1 年間延長されるものとし以後も同様とする。本件ローカルピクトグラムの使用権の有効期間を 10 年とし、その間ローカルピクトグラムの効果的な普及に努める。その後の継続については公的なローカルピクトグラムの性格から評価して、施設管理者の承認のも

とで使用権を開放することを検討する。〕

〔第 8 条（対価）〕

以上の条件で 10 年間の使用権および次の製作項目とその納品に対して甲は成果品の納品後 1 月以内に契約額 6,982,500 円（税込み）を支払う。ただし、10 年を経過して後の使用権の追加支払いは生じないものとする。〕

〔判 旨〕

（1）本件使用許諾契約の期間満了後の使用権について

本判決は、当初被告らが使用権の買い取りを要望していたが、価格で折り合わなかったことからすれば、本件使用許諾契約は「本件ピクトグラムの使用条件を限定することで、所定の対価による折合いがついたものである」とした。

その上で、本件使用許諾契約においては、「10 年が『契約の有効期間』と明記され、10 年経過後の継続については、『使用権を開放することを検討する』と規定されるにとどまっております、何らの協議なく当然に開放されるとはされていないこと、『10 年を経過して後の使用権の追加支払いは生じないものとする』との定めも、使用権に対する支払の規定であり、使用権の存続を定めるものではない」として、使用権は本件各使用許諾契約に定められた 10 年で消滅すると判示した。

（2）使用権が消滅した場合の原状回復義務について

次に本判決は、使用権が消滅した場合の原状回復義務について、本件使用許諾契約には、「有効期間満了後の被告らの義務について明確な規定はない」としつつも、本件使用許諾契約において、被告らに認められた「本件ピクトグラム等の使用権は、主として複製後も継続して展示される案内表示が対象とされており、複製後も被告大阪市において使用し続ける形態であることを前提としている。本件各使用許諾契約は、このような使用形態を前提に、有効期間を設定して契約当事者間の折合いをつけたものであることからすると、有効期間を新たな複製ができる期間と解したのでは、その趣旨が損なわれることになる。また、『使用』の通常の意味からしても、『使用権の有効期間』とは、本件ピクトグラム等を複製することだけでなく、複製した案内表示等の展示を継続することの有効期間を定めたものと解するのが自然である。」として、本件使用許諾契

約の期間満了後には、被告らに原状回復義務として、「既に複製された本件ピクトグラム等の抹消・消除の義務が生じる」と判示した。

(3) 被告大阪市の原状回復義務について

次に、契約当事者ではない被告大阪市が、本件使用許諾契約満了に伴い、原状回復義務を負うかについて、本判決は、「被告大阪市は、板倉デザイン研究所の承諾の下に、都市センターの使用権を前提に、本件ピクトグラム等の一種の再使用許諾を受けているものといえ、これは、賃貸人の承諾を受けて転貸借がされている状況と同様の状況にある」とした上で、著作権の再使用許諾の場合にも、「転貸借が適法に行われている場合に、目的物を現実に用益する転借人に対する直接請求権を認めることにより、賃貸人の地位を保護する」という民法 613 条の趣旨が当てはまるとして、「被告大阪市においては、本件各使用許諾契約の当事者ではないものの、民法 613 条を類推適用し、本件ピクトグラム等の抹消・消除義務を直接負う」と判示した。

(4) 著作権譲渡に伴う本件使用許諾契約の許諾者たる地位の移転について

本判決は、著作権譲渡に伴う本件使用許諾契約の許諾者の地位の移転について、「本件各使用許諾契約における許諾者の義務は、許諾者からの権利不行使を主とするものであり、本件ピクトグラムの著作権者が誰であるかによって履行方法が特に変わるものではないことからすれば、本件ピクトグラムの著作権の譲渡と共に、被許諾者たる被告都市センターの承諾なくして本件各使用許諾契約の許諾者たる地位が有効に移転されたと認めるのが相当である（賃貸人たる地位の移転に関するものではあるが最高裁判所昭和 46 年 4 月 23 日判決・民集 25 卷 3 号 388 頁参照。）」と判示した。

その上で、「著作物の使用許諾契約の許諾者たる地位の譲受人が、使用料の請求等、契約に基づく権利を積極的に行使する場合には、これを対抗関係というかは別として、賃貸人たる地位の移転の場合に必要な権利保護要件としての登記と同様、著作権の登録を備えることが必要であると解される（賃貸人たる地位の移転に関するものではあるが最高裁判所昭和 49 年 3 月 19 日判決・民集 28 卷 2 号 325 頁参照。）」として、原告は、被告らに対し、著作権の登録なくして本件各使用許諾契約上の地位を主張することはできないと判

示して、原告の請求のうち、原状回復義務に基づく本件ピクトグラムの撤去・抹消に関する部分を棄却した。

以上

注

- (1) 同様の検索条件で、平成 21 年から平成 26 年までの各 1 年間に於ける裁判例を検索すると、平成 21 年が 49 件、平成 22 年が 87 件、平成 23 年が 61 件、平成 24 年が 71 件、平成 25 年が 70 件、平成 26 年が 64 件となった。
- (2) 後述の判決⑤と判決⑫は同一事件である。判決⑩については、ほぼ同一の事案について、理由付けの異なる 2 つの判決を紹介する。したがって、本稿で取り上げる裁判例は合計で 12 件となる。
- (3) 例えば、中山信弘『著作権法』（有斐閣、第 2 版、2014 年）62 頁など。
- (4) 例えば、リフォーム施工後の室内を撮影した写真の著作性を認めたものとして、大阪地判（21 部）平成 26 年 10 月 21 日（平成 25 年（ワ）第 6295 号）〔リフォーム写真事件〕など。
- (5) 東京地判（46 部）平成 22 年 11 月 25 日（平成 20 年（ワ）第 34852 号）判例時報 2111 号 122 頁＝判例タイムズ 1396 号 293 頁〔塾なのに家庭教師〕事件。
- (6) 東京地判（47 部）平成 20 年 11 月 6 日（平成 20 年（ワ）第 13918 号）〔サーティーワンアイスクリーム事件〕。
- (7) 知財高判（3 部）平成 26 年 8 月 28 日（平成 25 年（ネ）第 10068 号）判例時報 2238 号 91 頁〔ファッションショー映像事件〕。
- (8) いずれも原告の公式ウェブサイト（<http://www.ikea.com/>）より引用した。
- (9) 東京地判（46 部）平成 26 年 4 月 17 日（平成 25 年（ワ）第 8040 号）〔トリップトラップ事件第一審判決〕
- (10) 裁判所ウェブサイト「知的財産裁判例集」に掲載されたものを引用した。
- (11) 裁判所ウェブサイト「知的財産裁判例集」に掲載されたものを引用した。
- (12) ただし、映画の著作物の著作権は、著作権法 29 条により、著作者ではなく、映画製作者に帰属する場合がある。
- (13) 最判平成 13 年 6 月 28 日（平成 11 年（受）第 922 号）民集 55 卷 4 号 837 頁＝判例時報 1754 号 144 頁＝判例タイムズ 1066 号 220 頁〔江差追分事件〕。
- (14) 東京地判（40 部）平成 26 年 3 月 14 日（平成 21 年（ワ）第 16019 号）〔旅行業システム SP 事件〕。
- (15) 東京地判（40 部）平成 25 年 11 月 29 日（平成 23 年（ワ）第 29184 号）〔プロ野球ドリームナイン事件〕。
- (16) 裁判所ウェブサイト「知的財産裁判例集」に掲載されたものを引用した。
- (17) 裁判所ウェブサイト「知的財産裁判例集」に掲載されたものを引用した。

（原稿受領 2016. 3. 17）